



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(規則)

- 人事院規則一四 (現行の法律、命令及び規則の廃止) の一部を改正する人事院規則(人事院一四一二五)
- 人事院規則九一 (非常勤職員の給与) の一部を改正する人事院規則(同九一―二四)
- 人事院規則九一八 (初任給、昇格、昇級等の基準) の一部を改正する人事院規則(同九一八―七九)
- 人事院規則九一七 (俸給の特別調整額) の一部を改正する人事院規則(同九一七―一三九)
- 人事院規則九一四 (通勤手当) の一部を改正する人事院規則(同九一四―一五)
- 人事院規則九一三 (期末手当及び勤勉手当) の一部を改正する人事院規則(同九一三―四二)
- 人事院規則九一四九 (地域手当) の一部を改正する人事院規則(同九一四九―四〇)

二

(告示)

- 人事院規則九一八九 (単身赴任手当) の一部を改正する人事院規則(同九一八九―四)
- 人事院規則九一九三 (管理職員特別勤務手当) の一部を改正する人事院規則(同九一九三―二)
- 人事院規則九一二一 (広域異動手当) の一部を改正する人事院規則(同九一二一―二)
- 平成二十六年改正法附則第五条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受けける任期付研究員等の俸給月額の切替え(同九一―三八)
- 平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給(同九一―三九)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件(国税庁一)
- 福島県双葉郡富岡町の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件(環境六)
- 道路に関する件(東北地方整備局一〇―一三)
- 都市計画に関する件(中部地方整備局二)
- 都市計画に関する件(近畿地方整備局一〇、一一)
- 道路に関する件(同二)
- 道路に関する件(中国地方整備局六、八)

四

(官庁報告)

官庁事項

- 道路に関する件(九州地方整備局一四―一六)
- 自動車専用道路に関する件(同一七)
- 道路に関する件(北海道開発局二、一三)
- 人事院規則二一四 (人事院の職員に対する権限の委任) 第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件(人事院公示一)
- 人事院規則二一四 (人事院の職員に対する権限の委任) 第二項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件(同二)
- 人事院規則九一三九 (平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給) に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件(同三)
- 関東地方整備局公示(関東地方整備局)

三

(公告)

諸事項

官庁

- 税理士懲戒処分、基本測量関係事項
- 関係
- 裁判所
- 破産、免責、再生関係

特殊法人等

- 独立行政法人放射線医学総合研究所 第十三期事業年度財務諸表、独立行政法人国際観光振興機構平成二十五事業年度財務諸表、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、東日本高速道路株式会社 社工事開始、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、住宅型式性能認定関係 地方公共団体
- 行旅死亡人、公示送達関係
- 会社その他
- 会社決算公告

三 三 三

人事院規則九一八―七九

人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第二の医療職俸給表〔初任給基準表〕の表中

短大卒	1 級 11 号俸
高校卒	1 級 1 号俸

を

短大 3 卒	1 級 17 号俸
短大 2 卒	1 級 11 号俸

に改める。

別表第六の医療職俸給表〔在職期間表〕の備考第五項中、「〔柔道整復師〕又は〔歯科技工士〕を
は「柔道整復師」と改め、「とあり、及び〔2.5〕を同じく、同表の備考第六の1号俸を加える。
6 職種中の「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の
学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大 3 卒」である者に対するこの表の適用について
は、職務の級 2 級の欄中〔2.5〕とあるのは、「11」とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等
の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮なほみ